

【アメリカ】連邦法執行官の自衛及び防護に関する法律

2016年6月22日に、P.L.114-180「2015年連邦法執行官の自衛及び防護に関する法律」(Federal Law Enforcement Self-Defense and Protection Act of 2015)が成立した。連邦政府の法執行官(警察官)は、勤務時間外でも危険に遭遇する可能性が高いとされており、過去3年間で27名が勤務時間外に殺害されている。本来、警察官は、勤務時間中であるか否かを問わず政府支給の銃器を携行することができる。しかしながら、2013年10月に連邦予算が成立せず一部の連邦政府機関が閉鎖した際には、そのうち3つの機関が警察官に対して銃器を携行することを禁じ、約1,800名に銃器を返納させるなど、政府機関の間で勤務時間外における銃器の携行について解釈のぶれがあった。そこでこの法律は、任務で銃器を携行することを認められている警察官が、政府が定める一時帰休、政府機関の閉鎖などの場合にも緊急事態に対応し自衛できるように、政府支給の銃器を携行できる権利を規定している(第4条)。

(海外立法情報調査室・原田 圭子)

・ <https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/BILLS-114hr2137enr/pdf/BILLS-114hr2137enr.pdf>

【アメリカ】行方不明の子どもの捜索と納税情報の活用

アメリカでは、多くの子どもが離婚などにより片親に連れ去られ、行方不明者として捜索されている。これらの子どもの居場所を特定するため、納税申告書に記された子ども又は連れ去った者の社会保障番号が有用であることが明らかになっている。しかしながら納税情報は機密情報であり、例外的に情報開示する場合の要件は内国歳入法の第6103条で厳密に定められている。そこで、2016年6月30日に制定されたP.L.114-184「行方不明の子どもを取り戻す法律」(Recovering Missing Children Act)では、この第6103条を改正し、子どもの捜索を開示要件に追加した。子どもの捜索に当たり、これまで連邦裁判所の命令を受けた連邦捜査官に対して認められていた情報開示が、情報を厳密に取り扱うことを前提として、実際に子どもの捜索を行うことが多い州又は地方の捜査官にも認められることになった(第2条)。2015年時点で全米に約46万人の行方不明の子どもがおり、この法律により捜索が進展することが期待されている。

(海外立法情報調査室・原田 圭子)

・ <https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/BILLS-114hr3209eh/pdf/BILLS-114hr3209eh.pdf>

・ <https://www.congress.gov/114/crpt/hrpt542/CRPT-114hrpt542.pdf>

【アメリカ】2016年情報自由法(FOIA)改革法

2016年6月30日、「情報自由法」(Freedom of Information Act: FOIA)を改正するP.L.114-185「2016年情報自由法改革法」(FOIA Improvement Act of 2016、以下「2016年法」)が成立した。2016年法は全6か条から成る。第2条「FOIAに対する改正」は、3回又はそれ以上開示請求のあった政府文書を電子的に一般公開すること、政府機関内部の覚書又は書簡等で作成後25年以上経過したものを開示すること、各連邦政府機関のFOIA担当官に対し、当該機関の関連法令順守状況を検証するよう義務付けること、行政管理予算局長が、各政府機関への開示請求を行うための統合的ポータルサイトを設置することなどを定めている。また、第3条「規則の見直し及び発令」は、各政府機関の長が、法成立後180日以内にFOIAに関連する規則の見直しを行い、開示手続に係る規則を発令することを、第4条「記録管理による先行開示」は、各政府機関の長が、開示が公益にかなう文書特定するための手続を整備することを定めている。

(海外立法情報課・鈴木 滋)

・ <https://www.congress.gov/114/bills/s337/BILLS-114s337enr.pdf>

【アメリカ】食品塩分量の削減に関するガイドライン

2016年6月2日、保健福祉省食品医薬品局（Food and Drug Administration: FDA）は、今後、加工食品に含まれる塩分を削減するためのガイドラインを策定することについて、事前公告を連邦官報に掲載した。このガイドラインは、規則ではなく、食品業界やレストラン等が自主的に依拠する基準とされている。FDAの事前公告は、米国民が摂取する塩分の75%は加工食品によるもので、塩分の過剰な摂取と心臓疾患などの間には明確な因果関係が認められるとしている。FDAのウェブサイトに掲載された「塩分の削減：FDAの取組」と題する資料によれば、ガイドラインの策定は、今後、段階的に進められる（①ガイドラインの対象食品として150種類（categories）を指定→②食品塩分量の基準値を決定→③食品塩分量の種類別平均値及び食品別最大値を決定）。FDAは、ガイドラインの達成目標として、国民の1日当たり塩分摂取量を現在の3,400ミリグラムから、2年後に3,000ミリグラム、10年後には2,300ミリグラムに削減するとしている。（海外立法情報課・鈴木 滋）

・ <https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2016-06-02/pdf/2016-12950.pdf>

・ <http://www.fda.gov/food/ingredientspackaginglabeling/foodadditivesingredients/ucm253316.htm>

【フランス】海運業及び水産業の発展を図る法律

2016年6月、フランスにおいて「青い経済のための法律」という名称の法律が制定された。この「青」は海を指し、海運業及び水産業を始めとする広く海に関わる分野において、経済活動の規制緩和や保護、船籍や乗員に関わる現行の複雑な手続の簡素化等を行い、この分野におけるフランスの競争力向上と人材の獲得・活用・保護を図る法律である。海運業関連では、①航行に必要な複数の証明書の統一、②大規模な港湾における公共投資と民間投資の調整機関の設立、③テロ行為等からの船団防護に関する民間会社参入の規制緩和、④船員の雇用身分と種別の見直し及び税・社会保障上の優遇措置、⑤カジノを開設できる旅客船舶の規制緩和等を規定する。水産業関連では、養殖業の促進、人力による旧式の漁及び浜における貝類の捕獲業等の職業としての位置付けの強化を規定する。あわせて、海浜への再生可能エネルギー施設の設置に対する保障制度の導入により設置を促進する規定も併せてこの法律に盛り込まれた。（海外立法情報調査室・豊田 透）

・ <https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2016/6/20/DEVX1600975L/jo/texte>

【フランス】「社会的不安定」による差別の解消を目指す法律

フランスにおいて「貧困層」は約870万人（約400万世帯）、全人口の14.3%を占めており、子どもの5人に1人は貧困層に属している。大都市とその近郊ではその割合は更に高い。この問題への対処の一つとして、2016年6月に「社会的不安定に起因する差別に対処する法律」が制定された。この法律の目的は貧困の解消そのものではなく、各種の社会扶助により生活が成り立っているにもかかわらずそれが社会的に不安定な状況と見られ、そのため雇用、医療、住居の賃貸等において差別的な対応を受け、生活の向上を図れない、という負の連鎖を解消することである。この法律は具体的には、刑法、労働法等において、商品やサービスの提供、経済活動、雇用等を拒否・妨害する理由としてはならない「差別」が列挙されている中に、「社会的不安定」を追加する規定である。なお、他には、出生、性別、家族状況、居住地、肥満、風貌、障害、生来の特徴、性的傾向、年齢、政治信条、組合活動、民族・風習、宗教等による差別が列挙されている。（海外立法情報調査室・豊田 透）

・ <https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2016/6/24/AFSX1514889L/jo/texte>

【ドイツ】強姦罪の構成要件を拡大する刑法典改正

従来、強姦罪は、①暴力、②身体若しくは生命に対して危害を加える旨の脅迫、又は③被害者が抗えない状況の利用によって成立する（刑法典第 177 条）。現実には、このような条件に該当しないが強姦と捉えることができるケースも多く、長らく規定の改善が望まれていた。2015 年の末に外国人を中心とした容疑者による集団的な女性暴行事件が多数あったことを契機に、強姦罪の構成要件を拡大するための刑法典改正法案が連邦政府から提出され、2016 年 7 月 7 日、連邦議会を通過した。この改正により、性行為を拒否する被害者の意思表示を無視して行われた性行為及び被害者の意表をついて行われた性行為も強姦とされることとなった。性行為を拒否する意思表示は、言葉でも、身体的な抵抗であってもよい（第 177 条）。また、服の上から体を触るような性的嫌がらせ（第 184i 条）や、集団による強姦又は性的嫌がらせへの関与（第 184j 条）も処罰の対象とされる。法案は、9 月に連邦参議院を通過した後成立する見通しである。（海外立法情報課・渡辺 富久子）
・ BT-Drucksache 18/8210, 9097.

【ドイツ】第 2 次旧東独ドーピング被害者救済法

旧東独は、国際競技大会において優秀な成績を収め、国際的な名声を獲得するために、1966 年から国策として、多くの選手に対してドーピングを行わせていた。しかし、後年、副作用として、特に筋肉増強剤の使用による性機能低下や内臓機能障害等の健康障害が現れた。2002 年に旧東独ドーピング被害者救済法が制定され、194 人の被害者に対して 10,500 ユーロが支援金として支払われた。しかし、その後健康被害が生じた者も多数存在したため、第 2 次旧東独ドーピング被害者救済法が制定された（BGBl. I S. 1546, 2016 年 7 月 3 日施行）。同法の制定により、後年に健康被害が生じ、2002 年法の適用を受けることができなかった約 1,000 人に対して上記と同額の支援金が支給されることになった。支援金は、本人が気付かずに又は本人の意思に反して薬物を使用した旧東独の選手及び選手の妊娠中の薬物使用により健康被害を生じた子に対して支給される。申請は 2017 年 6 月 30 日までに行わなければならない。申請には医師の診断書を要する。（海外立法情報課・渡辺 富久子）
・ BT-Drucksache 18/8040, 8515.

【ドイツ】医師の贈収賄の禁止

ドイツでは、製薬会社が医師（ここでは「開業医」をいう。）に金品を贈り、医師がその見返りとして当該製薬会社の医薬品を優先して処方することがあり、患者の利益よりも医師の利益が重視されているとの批判があった。しかし、このような状況について、連邦通常裁判所は、2012 年 3 月 29 日に、医師は自由業であり、製薬会社からの金品の提供を受けても、公務担当者の収賄の禁止（刑法典第 332 条）や企業の従業員又は代理人の贈収賄の禁止（第 299 条）の規定を適用できず、処罰の対象とならないと判示していた（GSSt 2/11）。こうしたことから、医師の贈収賄を禁止して、患者の医療に対する信頼を回復することを目的として、刑法典が改正された（BGBl. I S. 1254, 2016 年 6 月 4 日施行）。改正により、医師等の医療職者の収賄（第 299a 条）及び贈賄（第 299b 条）が刑法典において禁じられ、違反した場合には 3 年以下の自由刑又は罰金が科されることになった。特に重大な違反には、5 年以下の自由刑が科される（第 300 条）。（海外立法情報課・渡辺 富久子）
・ BT-Drucksache 18/6446, 8106.

【ドイツ】マイスター資格取得の支援の改善

マイスター資格は、職業訓練を受けて職業資格を取得し、数年の就労を行った者に対して、事業経営や従業員の雇用を可能とするものである。しかし、マイスター資格取得のためには、研修受講費用が必要な上、就労の中断による経済的な困難を伴う。そのため、向上職業訓練支援法（Aufstiegsfortbildungsförderungsgesetz）において、資格取得の支援が定められている。支援金は、返済義務のない給付と貸与から成る。今般、同法が改正され（BGBl. I S. 585, 2016年8月1日施行）、従来支援金を受ける資格のなかった大卒者も、職業資格を取得している場合には、支援金を受けることが可能となった。この改正は、職業教育と高等教育との相互往來を容易にすることを目的とする。また、研修受講費用の支援金総額が10,226ユーロから15,000ユーロに（支援金総額に占める給付の割合は従前どおり30.5%）、生活費の支援は、単身者の場合1月697ユーロから768ユーロに引き上げられた（生活費支援に占める給付の割合は44%から50%に引上げ）。（海外立法情報課・渡辺 富久子）
・ BT-Drucksache 18/7055, 7676.

【ロシア】国家国防発注の契約履行改善に向けた措置

ロシア軍等の装備調達（国家国防発注）を改善するため、2016年7月3日連邦法第317号「連邦法「国家国防発注について」及びロシア連邦行政違反法典第7.29条第2項の改正について」が施行された。同法により、国家国防発注の元請企業は、当該契約の履行に必要なとされる製品、原料、材料、部品及び構成機器等の全てを実際の生産開始に先立って国家予算で購入することが可能となった。これまでの国家国防発注では、軍需企業の運転資金不足から材料や工作機械の購入が遅れ、納期に間に合わない事例が多発していたため、ロシア国防省は購入代金の一部を前払いする等の措置をとってきた。今回の法改正では更に一步踏み込み、生産に必要なコスト相当額の全額を前払い金として支給するとしている。他方、行政違反法典も改正され、経済的又は技術的に正当な事情が存在しないにもかかわらず国家国防発注に関する契約義務を履行しない企業には最大で100万ルーブルの罰金が科されるとの規定が盛り込まれた。（海外立法情報課・小泉 悠）

・ <https://rg.ru/2016/07/08/oborona-dok.html>

【ロシア】交通事故による死者の削減を目指す法改正

2016年7月3日連邦法第257号「ロシア連邦における自動車道路及び道路移動並びに個別のロシア連邦法の改正に係る法律の改正について」が施行された。同法は2015年8月に閣議決定された交通事故死者削減計画を実施するものである。ロシアの交通事故死者数は1990年代前半及び2000年代半ばがピークであり、3万人台に達したが、2009年以降は26,000～27,000人台で推移している。2015年には19,011人と初めて2万人を下回った。それでも人口当たりの交通事故死者数はEU平均の2.5倍という高い水準にあるため、ロシア政府は飲酒運転の刑事罰化など対策を進めてきた。今回の法改正では、自重が12トン以上の自動車が通行可能な全ての国道に、違反行為を写真及び動画で記録できる自動監視装置を設置することが盛り込まれた。鉄道事業者も同様の装置を踏切に設置することが義務付けられた。国道を管理する道路公団に対しては、これらの装置によって取得した情報を警察当局に提供する権限が付与された。（海外立法情報課・小泉 悠）

・ <http://kremlin.ru/acts/bank/41006>

【韓国】住民登録番号の変更に係る法改正

韓国では住民登録法の規定により、国民に個人識別用の「住民登録番号」（以下「番号」）が付与されており、日常生活のあらゆる場面で活用されている。近年、韓国では番号を含む大規模な個人情報の流出が相次いだが、住民登録法に番号の変更に係る規定がなく、特別な事由がない限り番号の変更は認められていなかったため、番号の変更を可能にすることを求める声が高まっていた。2015年12月23日、憲法裁判所は、番号の変更に係る規定のない住民登録法第7条に対し憲法不合法（違憲状態だが直ちに無効とはしない）決定を下した（事件番号：2013憲バ68）。同決定を受けて2016年5月29日、住民登録法が改正され、番号の流出により、①生命、身体若しくは財産上の危害又はそのおそれ、②性暴力、家庭暴力等の被害者に対する更なる被害又はそのおそれ等が生じたときは、行政自治部（部は省に相当）に新設される「住民登録番号変更委員会」の審議・議決を経て番号を変更できるようになった（2017年5月30日施行）。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_R1M6J0R5X1C1U1D8C3V7E0U7S6U0P2

【韓国】視覚障害者の点字使用に係る法律

聴覚・言語障害者のための「韓国手話言語法」が2016年2月3日に制定（本誌267-1号（2016年4月）p.31参照）されたのに続き、同年5月29日、視覚障害者のための「点字法」が制定された（2017年5月30日施行）。2014年に行われた実態調査によると、韓国には約31万人の視覚障害者がいるが、点字の使用環境が十分に整備されておらず、視覚障害者は日常生活全般において様々な不利益を被っているとされる。点字法の制定により、①点字がハングルと同等の地位を有することとし、公共機関が立法、司法、行政、教育等において点字使用に係る差別をしてはならないこと、②視覚障害者が点字を用いてあらゆる情報を入手し活用できるよう、公共機関が必要な施策を講じること、③文化体育観光部（部は省に相当）長官（以下「長官」）が5年ごとに「点字発展基本計画」を策定すること、④長官が点字に関する実態調査を実施できること、⑤長官が点字表記法を制定すること、⑥長官が点字文化の普及に努めること等が規定された。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_M1S3W1S2A1I2J1Z6B0N7I1E5H1W8R2

【韓国】医療紛争に係る調停手続開始要件の緩和

医療事故紛争を裁判外で迅速、公正かつ効率的に解決するため、2011年4月7日、「医療事故被害救済及び医療紛争調停等に関する法律」（以下「医療紛争調停法」）が制定され、「韓国医療紛争調停仲裁院」が新設された（本誌248-1号（2011年7月）p.31参照）。制定時の規定では、同院による調停開始には、紛争の一方の当事者の申請及び他方の当事者の同意の両方を要したため、開始率は50%未満にとどまっていた。しかし、2014年10月に起きた歌手の医療事故死を契機として、2016年5月29日、医療紛争に係る調停手続開始要件の緩和等を目的とした医療紛争調停法の改正が行われた。同改正により、医療事故の結果、①死亡したとき、②1か月以上意識不明となったとき、③障害者福祉法の規定による障害等級1級のうち大統領令で定める障害を負うことになったときは、紛争の一方の当事者の申請のみを要件として、遅滞なく調停手続を開始することが同院長に義務付けられた。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_A1K6S0H2T1B7D1H0C1U8F0X2H3R6Z3

【中国】民法総則案

中国では1954年、1962年、1979年、2002年の4回、民法典の制定に向けた検討が開始されたが、いずれも中断していた。習近平政権の下、「法に基づく国家統治」が強化される中で、民法典を早期に制定する方針が決定された。民法典の制定は段階的に進められ、まず、民法総則案が2016年6月27日、全国人民代表大会常務委員会に提出された。民法総則案は、1986年4月12日に制定された民法通則（全156か条）を基礎としつつ、規定内容に修正や拡充を加えたものである。章の構成は、基本原則、自然人、法人、非法人組織（法人資格を持たない組織）、民事権利、民事法律行為、代理、民事責任、訴訟時効及び除斥期間、期間の計算、附則であり、全186か条から成る。現行の民法通則からの主な変更点には、胎児の権利の拡大、後見人制度の改善、法人の定義の見直し（営利法人と非営利法人の2種類のみとする）、非法人組織に関する規定の拡充、訴訟時効の延長（2年を3年に改める）などが含まれている。

（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

・ <http://www.chinalaw.gov.cn/article/fgkd/xfqwd/201606/20160600480959.shtml>

【中国】立法・行政・司法機関への法律専門家の登用拡大

2016年6月2日、「弁護士及び法学専門家から立法専門職、裁判官及び検察官を公開選抜することに関する規則」（中国共産党中央弁公庁発出）が施行された。同規則の制定目的は、習近平政権の掲げる「法に基づく国家統治」を推進するため、法律の専門人材を積極的に登用し人的基盤を強化拡充することである。中央、地方の各レベルにおいて、①立法権のある人民代表大会常務委員会の法制部門及び政府の法制部門が、法案起草等の立法業務に従事させるため、必要に応じて一定数の弁護士及び法学専門家を公開選抜により採用することを可能とし、②人民法院及び人民検察院に対しては、弁護士及び法学専門家から裁判官及び検察官への公開選抜による任官を常態化・制度化することを義務付ける（一定数のポストを必ず公開選抜用に確保する）ことがその骨子である。公開選抜の対象となるのは、公務員法、裁判官法、検察官法の関係規定に適合し、かつ、専門実務経験が5年以上等の条件を満たす者とされている。

（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

・ http://news.cnr.cn/native/gd/20160626/t20160626_522500255.shtml

【中国】資産評価法の制定

中国では市場経済の発展に伴い、不動産、動産、無形資産、企業価値等の評価の重要性が急速に高まっている。中国において資産評価という業種は1980年代に生まれ、現在、資産評価機関の総数は約14,000、資産評価士も計13万人に達している。しかし、資産評価の実施とそれに対する管理・監督について定める現行法規は、国有資産評価管理規則（1991年11月16日公布、施行）が唯一のものであり、資産評価全般について包括的に規定する法律の制定が長年の課題となっていた。資産評価法案は、2012年2月、2013年8月、2015年8月、2016年6月の4回にわたり全国人民代表大会常務委員会で審議が行われた。その間の意見公募（3回実施）では極めて多くの意見が寄せられ、法案はその都度大幅に修正された。2016年7月2日に可決、成立し、同年12月1日から施行される同法は、全55か条から成り、資産評価士の資格認定（全国統一試験を実施）、資産評価機関の設立条件と遵守事項、評価の手続、罰則等をその内容としている。

（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

・ <http://www.chinalaw.gov.cn/article/xwzx/fzxw/201607/20160700481194.shtml>

【オーストラリア】同性婚に関する国民投票をめぐる状況

与党保守連合は、2016年内を目途とした同性婚に関する国民投票（plebiscite）の実施を主張している。この背景には、2015年9月に就任したマルコム・ターンブル（Malcolm Turnbull）首相が同性婚を支持していること等がある。ただし、保守連合内部では、国民投票での反対表明に加えて、非都市部選出の議員を中心に、国民投票の結果が同性婚に賛成であっても、その後の関係法案審議等において、自身の支持者の意向に従い同性婚に反対すると発言する議員も存在する。また、首相も党議拘束を行わないことを明らかにしている。ここでいう国民投票は、投票ごとに制定される個別の法律に基づいて実施され、重要政策を対象とした諮問的なものであり、法的拘束力を持たないことが以上の状況を招いている。なお、野党労働党は、国民投票実施は1億6000万豪ドル（約128億円）の浪費と批判すると同時に、連邦議会選挙で勝利した場合には、政権成立後100日以内に同性婚を承認する法案を議会に提出すると主張していた。（海外立法情報課・芦田 淳）

・ *The Sydney Morning Herald*, June 29, 2016, pp.6-7.

【オーストラリア】連邦の機関設置手法に関する見直し

オーストラリアにおける連邦の機関は、①法的及び財政的に連邦の一部である「法人格を持たない連邦の機関」（例：行政府省）、②連邦が設立し全面的に管理する「連邦の企業」（例：オーストラリア鉄道線路会社。現在の数は15）、③連邦とは別の法的存在であり、契約の締結や財産の所有等が可能な「法人格を持つ連邦の機関」（例：オーストラリア健康福祉研究所）の3種類に区分される。今般、③の機関について、従来は法律によらなければ設置できなかったが、連邦政府ガバナンス、業績評価及び説明責任法に基づき、状況の変化に応じた柔軟な対応を可能にするべく、財務大臣による規則で設置できるようになった。実例として、「連邦政府ガバナンス、業績評価及び説明責任に関する規則（オーストラリア・デジタルヘルス・エージェンシーの設置）」（2016年1月27日）により、当該機関が設置された。オーストラリア民主主義博物館は従来①の類型だったが、同様に個別に制定された規則により、新たに③の類型として設置された。（海外立法情報課・芦田 淳）

・ http://www.aph.gov.au/About_Parliament/Parliamentary_Departments/Parliamentary_Library/FlagPost/

【オーストラリア】イギリスのEU離脱に対する反応

2016年6月27日、マルコム・ターンブル（Malcolm Turnbull）首相は、イギリスのEU離脱に関する国民投票の結果を受けて、ニュージーランドと協力し、貿易及び人の移動という両国が非常に多くの共通利害を有する2つの課題について、イギリス及びEUと交渉を開始する旨を発表した。同時に、同首相は、イギリスのEU離脱の影響に関して、財政当局及び外交当局に早急に評価をとりまとめるよう指示を行った。有識者からは、「EUがオーストラリアにとって非常に重要な貿易対象であり、歴史的、人的及び言語的な理由からイギリス経由の貿易が行われてきたことを踏まえ、今般の離脱の影響は深刻である」といった指摘がなされている。なお、外務貿易省の統計によれば、2014-15年度のEUとオーストラリアの間の貿易総額は、568億6000万豪ドル（約4兆5488億円）であった。また、国民投票の結果を踏まえ、同首相は、不安定な国際経済情勢に対応するため、安定した政権継続が必要であることを訴えた。（海外立法情報課・芦田 淳）

・ <http://www.abc.net.au/news/2016-06-27/turnbull-orders-orders-urgent-review-of-brexit-implications/7546890>

【タイ】コンピュータ犯罪法の改正案

2016年4月に暫定議会の特別委員会での修正審議に入ったコンピュータ犯罪法(Computer Crime Act)改正案が、国際人権団体や国内のインターネット使用者団体の懸念を呼んでいる。2007年制定の同法は、国家や公共の安全に対して害となる可能性のある虚偽の情報をインターネットに流すことを違反行為とするほか、そうした行為を支援し賛同した者にも同等の罰則を適用する旨を定めており、暫定政権下では、インターネット上で政治的発言を行った者への適用が増加していることが懸念されてきた。今回の改正案は、問題のある書き込みの削除等を行わなかったプロバイダやサイト管理人への罰則適用の規定や、違法なコンテンツの削除やサイトの閉鎖が、刑事手続を経ず、当局の収集証拠に基づく裁判所命令により行われるとの規定等を含み、規制を強化する内容となっている。さらに、特別委員会での追加修正により、司法手続によらずに当局が暗号化された通信を解読することを認める規定も導入されると見られている。(海外立法情報課・光成 歩)

・ <http://www.bangkokpost.com/news/politics/1002949/computer-act-changes-threaten-user-privacy>

【マレーシア】国家安全保障評議会法の成立

2015年12月に上下両院で可決された国家安全保障評議会法が、国王の裁可を受けずに2016年2月に成立し、6月7日に公布された。マレーシア連邦憲法は、両院を通過した法案が国王に提出された後、30日以内に国王が裁可しない場合、自動的に法律が成立すると規定している(第66条第4項)が、実際に国王の裁可を経ずに法律が成立するのは初めてである。同法は、国家安全保障評議会の助言に基づき首相が「治安地域」と宣言した地域で、治安部隊が市民に対して退避や夜間外出の禁止、移動や居住の制限等を命じることを認めており、憲法が国王の専権と規定する非常事態宣言の発令(第150条)と実質上同等の権限を首相に与えるもので、違憲の疑いがあるとして審議過程でも批判を浴びていた。2016年2月には、国王と各州の州王で構成する統治者会議が修正を求める声明を出し、法務長官も見直しを表明していたが、無修正のまま公布された。(海外立法情報課・光成 歩)

・ http://www.malaysianbar.org.my/press_statements/press_comment_%7C_national_security_council_act_2015_has_all_the_hallmarks_of_authoritarianism.html